

## 決議第1号

### 坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）

上記の決議を提出する。

平成24年2月29日

提出者	野洲市議会議員	鈴木市朗
提出者	野洲市議会議員	田中孝嗣
提出者	野洲市議会議員	小菅六雄
賛成者	野洲市議会議員	中島一雄
賛成者	野洲市議会議員	三和郁子
賛成者	野洲市議会議員	奥村治男
賛成者	野洲市議会議員	野並享子
賛成者	野洲市議会議員	西本俊吉
賛成者	野洲市議会議員	高橋繁夫
賛成者	野洲市議会議員	丸山敬二
賛成者	野洲市議会議員	太田健一

## 坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議（案）

坂口哲哉議員は、平成24年1月3日までの間に、北桜、南桜地区での各種集会において、参加住民に対し8名の議員を名指しし、表題に「隠れ共産党＝対話の会」と事実無根のことを書面に記して配布及び公言し、誹謗中傷した。

同書面には、野洲市議会会派「野洲ネット」「政友会」「日本共産党野洲市議会議員団」の3会派が平成23年11月3日に結んだ政策に関する協定について、あたかも悪であるかのごとく自らの支持者を含む有権者に知らせ、**「野洲ネット」「政友会」の構成議員8名及び「日本共産党野洲市議会議員団」を侮辱したものである。**

さらにこのことは、我が国5大政党の一つである日本共産党をも侮辱した行為であり、到底容認できるものではない。

“思想及び良心の自由は、これを侵してはならない”と謳ってある憲法第19条では、思想を理由とする不利益な取り扱いを禁止し、また、思想を強制的に告白させたり推知したりすることも禁止しており、坂口哲哉議員がとった行為は憲法にも違反しているものである。

坂口哲哉議員は、この事実無根の内容が噂として野洲市内をはじめ広範囲に広まることにより8名の議員は著しく名誉を傷つけられたことを十分認識すべきである。

よって、野洲市議会は、坂口哲哉議員に対し、北桜、南桜地区をはじめとする自らの支持者及び有権者に謝罪し、即刻環境経済建設常任委員長を辞任したうえで、自ら野洲市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成24年2月29日

野洲市議会